

別記

【第 32 回審議会概要（主な意見等）】

審議事項（1）米原市人権施策推進計画（進行管理調査票）の進行管理について

事務局：米原市人権施策推進計画進行管理調査票（平成 30 年度）に基づき、主な項目について説明した。【詳細説明略】

委員：米原市における児童虐待の通報や実態は分かるか。

事務局：12 ページに「こども家庭相談室事業」がある。そこに実績として、27 年度から 29 年度までの相談対応件数が載っており、虐待件数の傾向が確認できる。

委員：26 ページに平成 30 年 4 月 1 日現在の老人クラブ数が記載されているが、米原老人クラブ連合会が解散しただけで 31 クラブも減るのか。

事務局：米原老人クラブだけの影響ではないと思うが、確認し次回報告する。

委員：米原市に外国人は何人くらいおられるのか。また、国別にどこが一番多いのか。

委員：500 人を超えてる。国別では 18 か国と 1 地域（台湾）であり、多いのは中国、ブラジル、最近増えてきたのはベトナムである。

事務局：今年 5 月 31 日現在の外国籍市民は 505 人。主要な国としては、ブラジルが 174 人、中国が 157 人、その次にベトナムが 71 人とこの 3 か国が多い。

委員：全国的にベトナムが増えてきており、米原市でもここ 2 年間で 50 人くらい増えている。外国人にとって、日本語をしっかりと覚えることはなかなか難しい。そのため、災害時や窓口対応では、ガイドラインが出ているので分かりやすい日本語で表現してほしい。今後の課題として行政も勉強をしてもらいたい。

委員：様々な研修会や講演会があるが、率先すべき立場である市職員の参加が少ない。また、若者自立支援は 39 歳までとのことだが、ある県では 40 歳以上のひきこもりが多いと報道されていたので、支援できるような体制を考えてもらいたい。今年の 4 月から防災システムが変わったが、高齢者のみの世帯はおそらくスマホやタブレットを知らないのか、どのように情報を得たら良いのか。人の命を守ることは人権を守ることに繋がる。この審議会には防災危機管理課は入っていないのか。

事務局：防災危機管理課は本審議会ではなく、男女共同参画審議会に入っていた。

委員：以前、屋外スピーカーについて、雨や夜には窓を閉めるし、風向きによっても区民全員に聞こえないと言ったら、市はあくまでもスマホとタブレットがメインで、屋

外スピーカーは予備とのこと。市民が共有できるような方法があれば分かりやすい。

事務局：職員全体の人権研修に出席できない職員には、優先的に他の人権講座、人権研修を受けるように指導をしているが、まだまだ十分ではないと反省している。今後も様々な機会を見つけて参加できるように職員には周知していきたい。また 40 代以上の雇用対策の充実については、具体的に進まない状況であるが、当然行政としても課題と認識させていただいている。最後の防災システムは、男女共同参画審議会や各自治会長からも数多く意見をいただいている。まず、防災スピーカーについては、納入業者と相談しボリュームを上げる方法をとらせていただく。もう一つ、ガラケーやスマホとかタブレットについては、地域に入って説明をする取組を防災で始めさせていただいている。なお、ガラケーでも防災システムに入れるので、防災危機管理課の職員がインストールさせていただくので、是非利用いただきたい。

委員：30 ページの「障がい者の人権」に「社会参加の支援と雇用・就業の促進」とあるが、ここに「民間企業への就業促進」を入れていただきたい。また、先ほどのスマホ関係だが、障がい者にとっても同じことだ。それと高齢者が家で留守番をしていてもスマホは触らないし、エアコンをかけていると放送に気づかない。なお、米原市のアプリを入れているが、鳴ってすぐに「問題が発生しました。」と消えてしまうので改善していただきたい。

事務局：防災担当からその苦情は業者に伝えてもらっている。

委員：市からのお知らせは何とかなるが、緊急情報になると「問題が発生しました。」と消えてしまう。

事務局：また、担当から伝えてもらう。

委員：「市職員における障がい者雇用対策」について、平成 30 年の実施目標では、「身体障がい者対象を実施し、2 名採用の予定」とあって、今後の課題の欄は、「知的障がい者対象を実施し、1 名を採用予定」とあるのは矛盾している。

事務局：民間企業への雇用促進について、職対協等での対応は可能か。

委員：毎年 7 月に公正採用の強調月間時に企業訪問等を実施しているので、その時に対応したい。

事務局：この項目を入れさせてもらい、企業訪問時に障がい者の雇用促進を図っていく。なお、30 ページ 1 段目の 30 年度の実施目標と今後の課題のところは知的障がい者なのか身体障がい者なのか、また人数が異なる部分については、確認をして報告をさせていただく。

審議事項（２）米原市人権意識調査報告書（案）について

石元会長：米原市から人権意識調査報告書の原稿執筆業務の依頼を受けているので、資料に基づき説明した。【詳細説明略】

《委員からの意見等なし》

報告事項（１）米原市立隣保館の譲与について

事務局：２つの隣保館について、地元譲与に向けた協議経過や今後の方向性について報告した。【詳細説明略】

委員：市が決めたことだが、何故それをするのか分からない。米原市は同和問題の解決に向けて取組をするのかしないのか。

事務局：もちろん同和問題を含めて、全ての人権課題解決に向けた取組はさせていただいている。隣保館が廃止になっても、本課にて事業支援をさせていただく。また、人権総合センターにて、人権施策を集約して実施させていただくことになっている。

委員：本来、市がもっと責任を持ってやらなければならない。それと、隣保館の運営については、指定管理、直営、その他委託等、多様なやり方をして良いが、なぜ今の時期に廃止をするのか。社会を取り巻く環境が大きく変化してきたから部落差別解消推進法ができたのではないか。まさに米原市が今やろうとしていることは、逆行しているのと違うのか。

事務局：部落差別解消推進法の理念はもちろんあるので、教育啓発は今後も進めて行く。また、相談事業の充実についてもこちらでも受ける。

委員：充実しようと思うのなら、地域の人達にとって一番より身近なところは隣保館だ。それに、部落問題の教育や啓発は、部落の悲惨な状況や差別の苦しきだけを一方的にするよりも、現地の文化等を啓発に生かしていくことが大事になってくる。そういった時に、まさに隣保館はその役割を担う施設としてある。先ほどの意識調査に出てきた「失われた14年間」は、地対財特法が失効して人権教育という名前で部落問題がやられてきた。若年層の中で部落問題について学んでいないことを含めて、この法律を活用しながら部落問題をよりプラス面にしていくのか。今、米原市がしようとしているのは時代に逆行し、さらに経費削減だけの話だ。

事務局:いろいろな考え方があると思う。委員がおっしゃるようなことも理解できなくはない。

ただ、本市としては、人権総合センターもあるので、そちらで全市的に取組をさせていただく。地域の方が自治会館として活用したいとおっしゃることを実現させていただきたい。

委員:元々、両自治会とも地元からその話があったわけではないだろう。だから、一方では進んでも、一方では難航していたわけだ。三館をどうしていくかについて、かつては審議会で建替えを含めて論議して、市長に答申をまとめて出した。それを審議せずに、一方的に市としてはこうすると決めたから報告なのだ。それならば、論議できないので、私は審議会の委員を辞退させてもらう。自治会と協議というのは当然構わないが、関係するところとは協議もない。米原市はそういう姿勢だ。

事務局:各種団体をおしゃっているのか。

委員:各種団体とはどこか。

事務局:地域の団体であり、老人クラブや女性の会をおしゃっているのではないのか。

委員:それが米原市の認識なのだ。

事務局:今、ここには県人権センターの代表としてお越しにいただいている。これまでも報告として協議をしてこなかったというのは申し訳ないと思う。ただ、地元の意向を優先させていただいた。

委員:部落問題を論議する時に、関係する機関、団体と協議せずに意見も聞かないというのは、聞いたことがあるのか。

事務局:それはそうだが、地域の意向を確認しながら進めてきたので、この場で報告をさせていただいてきた。

委員:地域の意向というのは、自治会の意向を聞いただけだろう。地域の意向は自治会が全部でない。特に部落問題については違うのではないか。基本原則だろう。

事務局:今、おしゃっているのは、解放同盟のことか。

委員:米原市は関係ないのか、はっきりしてほしい。解放同盟とは話す筋もないし、必要もないということを言おうとしているのか。

事務局:この審議会上に、人権センターの代表としてお越しにいただいているので、ここで報告をさせていただいている。

委員:まず、表現意識をしっかり持ってもらわないと困る。部落解放同盟と私の肩書を見てほしい。公益財団法人滋賀県人権センターだ。解放同盟としては入っていない。

事務局:滋賀県人権センターの代表としてお越しにいただいているので、この会議にて報告さ

せていただいている。

委員：報告だけではないか。滋賀県人権センターは、県内の地域総合センターの運営助言を行っている。そこの人権センターと米原市が協議するのは当たり前ではないか。声をかけたのか。それも抜けたのではないか。

事務局：声をかけさせていただいていなかった。

委員：一貫して市がやっていたことは、自治会長と話しをして方針を決めただけだ。自治会長の意見を聞くなということではない。聞いて参考にすればよい。問題は自治会長や関係団体、人権センターの意見を聞きながら、どこで着地点を落とすかということだ。ところが市は一切それをやろうとしない。そんな中で、人権施策をやるなんてそんな馬鹿な話があるか。そして、私がいるから「報告しました。」「了解してもらった。」って、そんな出しに使われたらたまったもんじゃない。

事務局：進め方に問題があったと認識をしているが、これに関しては地域の意向が固いということと、最優先されるべきものという判断のもとでこれまで進めさせていただいたので、そこは了解いただきたい。

委員：極端なことを言えば、米原市の意向ではないか。双方の自治会長が地元でやるといっているのか。言っていないだろう。地元の意向ではないだろう。

事務局：現時点では。

委員：だから、市は何回も説得に行っているのだ。地元が移管を要望していれば、簡単にこんな話はできている。うちの自治会長は、今までやってきた事業もやりながら、相談活動もやると言っている。それを補完していくやり方はいろいろある。国の制度もあり、特別事業として自治会に移管して、それを運営しても良いのだから。様々なやり方があることを何回も提案したが、一貫して米原市の方針として、「地元に払い下げてしまえ。」「市は手を引く。」ということなのだ。それを地元からと話をすり替えている。それが本当に部落問題の解決に繋がるのかどうか。ましてや関係するところとの協議も一切ないし、報告もない。そして審議会を隠れ蓑にして、「審議会に報告をしました。」「全体で了解しました。」「あなたも委員の一人ではないか。」と言われたら、たまったものではない。

事務局：その発言については、申し訳ない。今回、他の団体との協議が十分でなかったのは、こちらの非として認めさせていただく。ただ、繰返しになるが、地域の意向を確認させていただくところが非常に重要だったので、こういう進め方をさせていただいたということで御理解をいただきたい。

会 長：委員からは、今回の結論が出るに至るところで様々な関係団体との協議だとか、当然踏むべきプロセスを踏まずに結論ありきで進めてきたのは、米原市が言っている同和問題の解決に取り組むという姿勢と矛盾するのではないかということをおっしゃっていると思う。他の委員からの意見をいただきたい。

委 員：施設の譲与に向けた基本方針は、両自治会に対して同じか。

事 務 局：両方とも同じ。

委 員：隣保館がなくなるが、隣保事業はどうするのか。

事 務 局：地域総合センターで交流事業、相談事業、各種講座等をしていただいていた。その中で、学区を中心に地域間交流が活発に展開されており、長い歴史もあるので交流に繋がるような事業は続けたいという意見もいただいている。

委 員：各地域で広域隣保事業としてやっていくのか。人権総合センターの広域隣保事業では、区域をどうするのか問題となってくる。市域全体を広域隣保事業にしてしまうのか、いろいろ考え方が出てくる。米原市として、今後、隣保事業をどのように考えていくのか。無しにしてしまうのか、それとも部分的に残していくのか。

事 務 局：今まで行っていた事業について、自治会とも今後どうしていくのか話しをさせていただいている。

委 員：広域隣保事業を含めて隣保事業は、人権政策課が担当セクションであり、どうするのかは自治会がどうのこうののではない。人権総合センターは、両自治会も含めて、様々な事業をやらなければならないこともあるだろう。例えば就職困難者の認定の問題もどうするのか。米原市として隣保館は廃止するが、部落問題の解決に向けては今後どうやっていくのか、同対本部を含めて論議した上で、こういう方向で歩きますというのが出てこないといけない。そんなものが無い。単に隣保館を地元にお任せすることだけで動いている。だから、地元自治会と「話しました。」それだけではないか。だから、米原市としての基本方針は何かを聞いている。他所の課に聞いているのと違う。人権政策課が隣保館とは何か、どんな事業を持っていてどうなのかを知らないといけない。

事 務 局：法の関係もあるので相談事業の充実は今後も重要なために、人権総合センターで充実してやっていただきたいと思う。隣保館が廃止になった後でも、支援策の中で身近な相談、生活相談等については実施していきたい。

委 員：広域隣保事業は、継続してやるのか、やらないのか。

委 員：隣保事業をそのまま広域隣保事業としてやるのか、それも全くしないのか。市の方

針をきちんと出さないと何もできないと思う。

事務局：広域隣保事業としては、人権総合センターで市全体の事業として引き続きやっている
ただこうと考えている。

委員：論議にならない。少なくとも職員は、イロハのイからもう一回勉強しなければいけない。

委員：意見の言いようがない。今のやり取りを聞いていたら、基本の基が分かっていない
人としゃべったってどうにもならないようになってきている。きちっとしたことを
言われないと審議のしようもない。

委員：隣保館とは何か、そういう資料も一切出てこない。

委員：基本方針も何もないのに、意見の言いようがない。

会長：審議会としては、今の報告を受けて「はい、分かりました。」と閉会するにはちょっと資料が足りない。みんなで共通認識を持った上で議論する必要がある。これで終わるというわけにはいかないの、会長と事務局とで詰めて協議した上で、次回、
もう一度、みなさんと御意見を出し合っただきながら協議する。報告事項だが報告事項で終われないと思う。今日のところは私にお任せいただき、もう一度事務局と協議して、改めて出すということによろしいか。

特段、意見等がなければ、本日の審議は終了させていただきたい。

事務局：審議の謝辞を述べ、今後とも関係課との協議、調整をしっかりと行い、適正な進
行管理に努めることを伝え、本日の審議会を終了した。